

(様式5)

「釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会」との
協議等議事録（要旨）

福祉局

- 1 日 時 令和8年6月23日（火） 10時～12時
- 2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会
- 4 協議等の趣旨 要望書（釜ヶ崎就労・生活保障制度に関する要望）
- 5 出 席 者 (団体側)
代表者 他12人
(本市)
福祉局 4人（記録者を除く）
西成区 5人（記録者を除く）
- 6 議 事
(1) 特掃輪番労働者の就労日数を13日以上に増やしてください。日雇い雇用保険との併用で生活保護並みの収入を得られるようにし、野宿、シェルター生活から脱却できるようにしてください。（項目番号1）

【団体要望概要】

- ・補完事業であるとの回答だが、労働福祉センターから高齢者用の求人を案内されず、補完する本体（主な労働先）がないことについて、どう考えているか。
- ・特掃だけで立ち行かなくなる原因をアンケートや地域とコミュニケーションを取る等調査のうえ、把握すべき。
- ・労働と福祉が一体となったセンターの新設が検討されている中、住人にとって必要な施策に一体となって取り組むべき。

【福祉局説明概要】

- ・かつて日雇労働者の方が多く流入した歴史的な背景があり、さらにその方々の高齢化が進行し、登録者数も減少傾向にある。猛暑の中、高齢化している労働者に屋外で業務をしていただく特掃のあり方についても検討する必要がある。特別清掃は補完事業であり、最低限の生活を保障するということであれば生活保護を受けていただく。
- ・労働施策と福祉施策とで共同して実施している事業なので大阪府と連携・共有しながらすすめていく。

(2) 困窮者グループの回答では不十分なので、夜間、土日祝祭日など行政窓口が開いていない時間帯の対応策を立て、明らかにしてください。(項目番号2-④)

【団体要望概要】

- ・前回の回答では不十分なため再度要望した。シェルターや特掃事業は国の関与がない状況で新設されている。個人やボランティアではなく、行政として取組むべき。
- ・相談窓口が開いていない場合、貧困ビジネスに声をかけられる可能性が高まるため、24時間体制の窓口は切実に必要である。(意見のみ)
- ・行政に繋ぐことができればすぐに解決する問題が、窓口が開いていないがために民間企業やボランティアが土日祝祭日時間関係なく動かなければいけない状況である。夜間、土日祝祭日に相談できる正式な窓口を求める。

【福祉局説明概要】

- ・夜間帯の対応については、大阪市だけでなく、どこの地域であっても起こり得る広域的な問題だと認識している。多方面から大阪へ来られる方が多いことも認識しているが、すべてを大阪市で対応すること自体に無理があると考えている。今後どう対応していくべきであるかは検討していく。

(3)・地域内のB型支援作業所の実態について教えてください。

(項目番号3)

- ・シェルター利用者や、街なかでも55歳未満の若年層が増えてきて、B型就労支援作業所の炊き出しなどに多数集まっているのが見受けられます。生活保護+B型就労支援に取り込まれなくても済むような若年層への就労支援を創ってください。(項目番号4)

【団体要望概要】

- ・総量規制も良いが、他に対策はあるか。適切な就労支援等が実施されていない現状は把握しているか。
- ・信頼できる窓口があれば悪質な作業所に繋がる数も減らせる。就労意欲の減退は、社会参加できる人たちの機会損失に繋がる。(意見のみ)

【福祉局説明概要】

- ・B型支援作業所について、令和8年8月より市全域で総量規制を実施する。来年の7月まで指定を止め、その後需要と供給のバランスを見て、継続か解除かを判断する。
- ・支援の質が下がっている現状を受けて、支援内容に関する調査を行っている。総量規制を行ったうえで、運営指導の強化を進める予定。
- ・行政書士協会に派遣依頼をしており、専門性を強化して悪質な医療機関や行政書士等に対応していく。

(4)失業し、釜ヶ崎へ仕事を求めてやってきた人たちが野宿をしたり、飢餓に陥り貧困ビジネスに取り込まれることなく安心して居所、職探しのできる相談窓口を創ってください(ワンストップ相談窓口)。(項目番号2-①)

【団体要望概要】

- ・分館の相談窓口のみを移すということだったが、その意図をきかせてもらいたい。
- ・相談者に担当窓口を案内するだけの機能になりかねないと危惧している。相談者を伴走して次につなぐ仕組み(コーディネーター等)を含むワンストップ機能を求める。
- ・労働と福祉を分けず、地域課題を総合的に扱える窓口を北側エリアで整備すべき。市が地域の将来像と福祉施策の位置づけを明確に示すべき。

【福祉局説明概要】

- ・西成区まちづくり会議の枠組みの中で、必要な部分があれば福祉局として参画する。

【区役所説明概要】

- ・分館機能の一部移転については、エリアマネジメント協議会就労福祉専門部会において、生活保護の受付面接機能と結核健診機能を新労働施設内に移転する提案をいただいたことから始まっているもの。分館としても老朽化により地域内での移転・建替えを検討していたため、地域の声を受けて新労働施設へ移転する方向で話を進めることとなったもの。ケースワーカーについては生活保護の受付面接機能や結核健診機能とは異なり、区役所が狭小であったため一時的に分館に配置されているもの。今般、区役所にスペースが確保できたことや、分館の水回り等が相当に老朽化しており、使用人員を減らすことにより設備の維持管理負担を減らす観点からもケースワーカーを区役所に戻すこととした。